北秋田市（キタアキタシ）

「自然」「ひと」が調和し、活気とぬくもりのある交流都市
～美しい自然が響きあい、交流とふれあいの創出により、未来を拓く～

合併期日	平成17年3月22日	合併の方式	新設
合併関係市町村	鷹巣町、合川町、森吉町、阿仁町		

所在地	北秋田市花園町19番1号
電話	0186―62―1111
FAX	0186―63―2586
ホームページ	http:/www.city.kitaakita.akita.jp/
Eメール	soumu@city.kitaakita.akita.jp

面積		1,152.57	㎢	（H12国土地理院調査）
	内訳	325.97	㎢	鷹巣町
		112.80	㎢	合川町
		341.88	㎢	森吉町
		371.92	㎢	阿仁町

人口		42,050	人	（H12国勢調査）
	内訳	21,818	人	鷹巣町
		7,983	人	合川町
		7,806	人	森吉町
		4,443	人	阿仁町

世帯数		13,622	世帯	（H12国勢調査）
	内訳	7,338	世帯	鷹巣町
		2,284	世帯	合川町
		2,480	世帯	森吉町
		1,520	世帯	阿仁町

位置・地勢	北秋田市は、秋田県の北部中央に位置し、面積は1,152.5㎢と秋田県全体の約10%を占めているが、山林等の占める比率が高く、可住面積は全体の16.4%程度の約188.8㎢にとどまっている。 また、県都秋田市から北東へ約80㎞、東は大館市・鹿角市、南は仙北市に隣接しているほか、西は能代市に近接している。 市の南部は、森吉山をはじめとする奥羽山系の山々が連なっており、市の大半は山林となっている。奥羽山系の山々に源を発する米代川中流部の鷹巣盆地を中心とし、この盆地と米代川支流の阿仁川や小阿仁川などの河川流域に市街地や集落が点在している。 気候は、内陸性で年較差が激しく、冬季は低温で山間部は積雪量が多いため、森吉地域・阿仁地域は特別豪雪地帯に指定されている。 また、森吉山県立自然公園を擁するなど、優れた自然景観や山岳渓流に恵まれており、豊かな自然環境が残されている。

産業・観光	北秋田市は農業の盛んな地域だが、秋田杉の産地であることから林業も盛んで、農家数とほぼ同数が林業に従事している。 工業は、大野台工業団地を有し、製造業を中心とした企業が集積しており、工業・物流拠点の形成や都市形成のための基盤は有している。 商業は、隣接する市域における大型店の進出により、本市を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあるが、中心市街地の活性化に向けた商業環境の改善、魅力向上のための取組を進めている。 また、本市は山、川、湖に代表される美しい自然を保有しており、これを活用保護するための施設、博物館、伝承館、遺跡、史跡、伝統芸能などの固有の文化や温泉等の優れた観光資源がある。

大太鼓祭り

山人平

組織 （合併後初代）	市長	助役	収入役	議長	副議長
	岸部　陞	佐藤　修助	―	清水　修智	庄司　憲三郎
	H17.4.17～	H17.5.16～	―	H17.3.22～ H18.3.31	H17.3.22～

行政施策	施策の大綱　1．活力ある農林水産業の育成 2．自然と共生するまちづくり 3．安心・安全・快適に暮らせるまちづくり 4．人が集まるにぎわいのあるまちづくり 5．働く場と若者定住を創造するまちづくり 6．まちづくりのしくみを整える 7．みんなで支えあうぬくもりのあるまちづくり 8．地域を支える人材の育成

市の木 「ぶな」

市の花 「あじさい」

市の鳥 「クマゲラ」

北秋田市組織図（平成17年3月22日時点）

1　合併関係市町村の沿革

鷹巣町:昭和 30(1955)年 4 月に鷹巣町、栄村、坊沢村、七座村、沢口村が合併、翌年の昭和 31(1956)年 9 月に七日市村、綴子村を編入した。

合川町:昭和 30(1955)年 3 月に下小阿仁村、落合村、上大野村、下大野村が合併し合川町が誕生した。

森吉町:昭和 31(1956)年 9 月に米内沢町と前田村が合併し森吉町が誕生した。

阿仁町:昭和 30(1955)年 4 月に阿仁合町と大阿仁村が合併して阿仁町が誕生した。

平成 17(2005)年 3 月 22 日、上記 4 町が新設合併し、「北秋田市」が誕生した。

2　合併関係市町村間のつながり

4 町は、これまで地域の特徴を活かしつつ、それぞれが個性豊かなまちづくりを進めてきた。圏域内の道路や鉄道等の交通網が鷹巣町を起点とする形状となっていることから地域間の結びつきは強く、買い物や通勤・通学などの日常生活圏においても町の枠を越えて様々な交流をしてきた。

また、鷹巣阿仁広域市町村圏組合など 6 つの一部事務組合において、消防や環境衛生、医療や教育など幅広い分野で事務の共同処理を進めてきた。

3　合併に向けた動き

国際化の伸展による地域の基幹産業である第 1 次産業の衰退、人口の減少、少子・高齢化の伸展、経済停滞の長期化に伴う財政的な行き詰まり等の問題を抱え、地域の活力が低下していく中で、徐々に合併が意識され始め、各町においても市町村合併を真剣に考えるための情報等を住民に提供してきた。

そして、平成 15 年 6 月には「鷹巣阿仁地域合併検討準備会」を設置、同年 9 月 30 日に任意協議会を設置し、新市将来構想や財政シミュレーションを策定したほか、住民座談会の開催や住民アンケートの実施などにより合併について住民への周知を図った。

合併に関する住民アンケート調査では、48.5%と約半数の住民が「合併を進めるべき」「どちらかといえば進めるべき」と回答しており、「合併を進めるべきではない」「どちらかといえば進めるべきではない」との回答の 17.2%を大きく上回ったことから、平成 16 年 2 月 9 日、法定の合併協議会を設置することになった。

アンケート結果（平成 15 年 11 月 10 日～同年 12 月 24 日実施）

対象者：4 町の 18 歳以上（昭和 60 年 4 月 1 日以前に生まれた方）の住民

対象者数：35,458 人　　回答数：30,362 人（85.6%）

結果：進めるべき、どちらかといえば進めるべき 48.5%

どちらともいえない 26.7%

どちらかといえば進めるべきでない、進めるべきでない　17.2%

無回答　7.6%

合併地区説明会

平成 15 年	5 月 27 日	鷹巣阿仁地域合併検討準備会への参加呼びかけ （鷹巣町、合川町、森吉町、阿仁町、上小阿仁村）
	6 月 9 日	準備会立ち上げのための担当課長会議 （上小阿仁村は不参加を表明）
	6 月 23 日	第 1 回鷹巣阿仁地域合併検討準備会 （以降、全 6 回の準備会を開催）
	9 月 30 日	鷹巣阿仁地域任意合併協議会設立合意調印式 第 1 回鷹巣阿仁地域任意合併協議会 （以降、全 5 回の任意合併協議会を開催） 秋田県より合併重点指定地域の指定
平成 16 年	2 月 9 日	法定合併協議会協議書調印式 第 1 回鷹巣阿仁地域合併協議会 （以降、全 17 回の合併協議会を開催）
	10 月 19 日	合併協定調印式
	10 月 25 日	鷹巣町、森吉町、阿仁町臨時議会が 4 町の廃置分合について可決
	10 月 26 日	合川町が 4 町の廃置分合について可決
	10 月 29 日	県知事へ廃置分合を申請
	12 月 15 日	県議会で廃置分合議案可決
	12 月 16 日	県知事が廃置分合を決定、総務大臣に届出
平成 17 年	1 月 17 日	総務大臣の告示
	3 月 22 日	北秋田市誕生

4 合併協議の概要

平成 16 年	2 月　9 日	鷹巣阿仁地域合併協議会を設置 会長　　鷹巣町長　岸部陞 副会長　合川町長　佐藤修助 　　森吉町長　松橋久太郎 　　阿仁町長　濱田章 委員　　25 名
	同日	第 1 回鷹巣阿仁地域合併協議会にて次の項目を確認 ・規約及び規定、協定項目、事業計画、予算について
	3 月　2 日	第 2 回鷹巣阿仁地域合併協議会にて次の項目を確認 ・合併の方式 ・合併の期日 ・新市の事務所の位置 ・新市の名称
	4 月 15 日	第 3 回鷹巣阿仁地域合併協議会にて次の項目を確認 ・規定の一部改正 ・新市名称公募内容 ・名称選考委員
	4 月 28 日	第 4 回鷹巣阿仁地域合併協議会にて次の項目を確認 ・財産の取扱い ・農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い ・地方税の取扱い ・一般職の職員の身分の取扱い ・条例・規則等の取扱い
	5 月 17 日	第 5 回鷹巣阿仁地域合併協議会にて次の項目を確認 ・特別職の身分の取扱い ・事務組織及び機構の取扱い ・使用料・手数料の取扱い
	6 月　2 日	第 6 回鷹巣阿仁地域合併協議会にて次の項目を確認 ・新市の名称 ・公共的団体等の取扱い ・補助金・交付金等の取扱い ・慣行の取扱い

平成16年	7月　1日	第7回鷹巣阿仁地域合併協議会にて次の項目を確認 ・議会の議員の定数及び任期の取扱い ・介護保険事業の取扱い ・行政区の取扱い
	7月 16日	第8回鷹巣阿仁地域合併協議会にて次の項目を確認 ・合併の期日 ・町名・字名の取扱い ・地域審議会の取扱い ・水道事業の取扱い ・電算システムの取扱い ・広報・公聴の取扱い ・姉妹都市・国際交流事業 ・商工・観光事業 ・地域振興事業 ・納税関係 ・交通関係事業 ・消防防災事業 ・生活環境事業
	8月　6日	第9回鷹巣阿仁地域合併協議会にて次の項目を確認 ・消防団の取扱い ・障害者福祉事業 ・児童福祉事業 ・その他福祉事業 ・保健衛生事業 ・農林水産関係事業 ・都市計画関係事業 ・建設関係事業 ・学校の通学区域 ・学校教育事業 ・社会教育事業
	8月 24日	第10回鷹巣阿仁地域合併協議会
	9月　8日	第11回鷹巣阿仁地域合併協議会にて次の項目を確認 ・一部事務組合等の取扱い ・国民健康保険事業の取扱い ・高齢者福祉事業の取扱い ・児童福祉事業の取扱い

平成 16 年	9 月 30 日	第 12 回鷹巣阿仁地域合併協議会にて次の項目を確認 ・病院事業について ・新市まちづくり計画（案）について ・合併協定書（案）について
	10 月 7 日	第 13 回鷹巣阿仁地域合併協議会にて次の項目を確認 ・合併協定書について
	10 月 19 日	第 14 回鷹巣阿仁地域合併協議会にて次の項目を確認 ・新市まちづくり計画（最終案）について
	12 月 21 日	第 15 回鷹巣阿仁地域合併協議会にて次の項目を確認 ・地方税の取扱い ・事務組織及び機構の取扱等の具体的調整内容について
平成 17 年	1 月 24 日	第 16 回鷹巣阿仁地域合併協議会にて次の項目を確認 ・合併協議会の廃止について（案） ・特別職の身分の取扱い ・使用料・手数料の取扱い ・国民健康保険事業の取扱等の具体的調整内容について
	3 月 11 日	第 17 回鷹巣阿仁地域合併協議会にて次の項目を確認 ・平成 16 年度鷹巣阿仁地域合併協議会予算の執行状況について ・出納監査報告 ・専決処分対象の条例の報告について ・市長職務執行者選任の報告について

① 合併の方式

4 町は鷹巣阿仁地域として古くから一つの経済圏の形成や鷹巣阿仁広域市町村圏組合を構成してきた経緯があり、第 1 回合併協議会で 4 町が対等の立場で合併する「新設合併」を提案し、平成 16 年 3 月 2 日第 2 回合併協議会において異議なく確認した。

② 合併の期日

第 1 回合併協議会において、合併特例法の期限内に新市を設置すること、合併に至るまでの手続き等に要する期間、住民サービスや各種事務執行に支障のない時期などを考慮し、「平成 17 年 3 月 31 日以内を目標とする」という提案を行い第 2 回合併協議会において確認した。

③ 新市の名称の取扱い

名称については、第 2 回合併協議会で協議され、公募により決定することとし、新市名称選考小委員会において 10 点程度に絞り込むことになった。公募期間は平成 16 年 4 月 1 日～同年 4 月 30 日までで、応募総数 1,364 点、有効数 1,220 点の 469 種類の応募があった。その名称について、6 回の小委員会等により、11 点に絞り込み、第 6 回合併協議会に報告した。

新市名称選考小委員会で絞り込んだ 11 作品、

・秋田北市（あきたきたし）　・秋田内陸市（あきたないりくし）
・大野台市（おおのだいし）　・北秋田市（きたあきたし）
・北あきた市（きたあきたし）　・秋北市（しゅうほくし）
・鷹阿市（たかあし）　・北央市（ほくおうし）
・北秋市（ほくしゅうし）　・北杜市（ほくとし）
・米代市（よねしろし）

を報告後、上記 11 点の作品について協議会委員の投票により上位 4 点が選定され、得票数が一番多い「北秋田市（きたあきたし）」に決定した。

④ 新市事務所の位置の取扱い

新市の事務所の位置については、「新市まちづくり計画」に示された新庁舎建設についての議論が十分なされた。

その結果、計画期間内に新庁舎を建設することを前提として、
「新市の事務所の位置は、当分の間、北秋田市花園町 19 番 1 号とする（鷹巣町庁舎）。」
とすることを確認した。

⑤ 財産の取扱い

4 町の保有する財産（権利、債務を含む）は、すべて新市に引き継ぐという提案をし、基本的な基金については、「各町が標準財政規模の一定の比率を取り崩さないで留保すべき。」、などの意見が出されたが、特別な事情がない限り、その全てを新市に引き継ぐことを平成 16 年 4 月 15 日第 3 回合併協議会において確認した。

⑥ 議会議員の任期及び定数の取扱い

合併特例法の特例期間について様々な意見等が出され、活発な協議が行われた。一般世論を考慮すれば、在任特例は市民の理解が得にくいなどの意見や、協定項目に新市発足後の調整事項が多いことから、「在任特例を採用して、まちづくりの方向性をきちんと示すべき。」等の意見などもあった。

最終的に、4 回の合併協議会を経て、旧町の全議員 74 名の任期を平成 18 年 3 月 31 日までとする在任特例を採用することを確認した。

⑦ 農業委員会委員の任期及び定数の取扱い

農業委員会委員の任期及び定数の取扱いについては、平成 16 年 2 月 26 日に各町農業委員会の会長、職務代理者、事務局長を構成員とする農業委員会調整会議が設置され協議が行われた。その内容は、

「(1) 新市に一つの農業委員会を置く。

(2) 4 町の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項 1 号の規定を適用し、平成 17 年 7 月 19 日まで引き続き新市の農業委員会の委員として在任する。

(3) 新市の選挙による委員の定数は 30 人とする。

(4) 鷹巣町 2、合川町 1、森吉町 2、阿仁町 1 の選挙区を設置することとし、区ごとの委員の定数は選挙人の数により調整する。」

であり、この内容は各町農業委員会の了解を得た上で合併協議会へ提出されたものであったことから、協議会では調整会議で協議したことを尊重し第 3 回合併協議会で確認した。

合併協議会

⑧ 地方税の取扱い

地方税の取扱いについては、

「(1) 個人市民税の調整内容は均等割の税率については、地方税法の規定により 3,000 円とし、普通徴収の納期については、国保税の納期と調整を図り合併時に再編する。

(2) 法人税の調整内容は、税率については、現行どおり標準税率とする。減免については、鷹巣町の例により合併時に統合する。

(3) 固定資産税の調整内容は、税率については、現行どおりとする。減免については、鷹巣町・合川町の例により合併時に統合する。納期については、国保税の納期と調整を図り合併時に再編する。

(4) 軽自動車税の調整内容は税率、納期については、現行どおりとする。減免については、鷹巣町・阿仁町の例により合併時に統合する。

(5) その他、市町村たばこ税、鉱産税、特別土地保有税については、現行どおりとする。

(6) 入湯税の免除については、合併時に再編する。」

との調整内容を第 4 回合併協議会において確認した。

⑨ 一般職の職員の身分の取扱い

一般職の職員の身分の取扱いについては、すべて新市の職員として引き継ぐものとし、具体的な調整内容として

「(1) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を図る。

(2) 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、新市において統一を図る。

(3) 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、合併後速やかに給料の格差是正を行なう。」

の提案に対し、「職員の給与の削減等を考えているのか。」、「格差是正をどのようにやっていくのか。」などの質問が出されたが、異議なく第 4 回合併協議会で確認した。

⑩ 新市建設計画

平成 16 年 7 月 16 日第 8 回合併協議会で素案について協議が行われたが、追加項目や修正箇所の指摘、新庁舎建設場所等や病院問題、合川高校などの関連事項の協議が長引き、平成 16 年 9 月 30 日第 12 回合併協議会において最終案を提示し確認した。

⑪ 特別職の職員の身分の取扱い

特別職の職員の身分の取扱いについては、

「(1) 特別職の職員の設置、人数、任期については、法令等の定めるところによる。

(2) 法令等の定めるところがない場合は新市において調整する。

(3) 特別職・職員の報酬については、現行の報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整する。」

との調整案を提案し、第5回合併協議会において提案どおりとすることを確認した。

⑫ 条例･規則の取扱い

条例・規則の制定にあたっては、合併協議会で協議された各種合併協定項目等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとした。

「(1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行する必要があるもの。

(2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行する必要があるもの。

(3) 合併後、逐次制定し、施行するもの。」

これについては、第4回合併協議会において提案どおりとすることを確認した。

⑬ 機構及び組織の取扱い

機構及び組織の取扱いについては

「(1) 新市における 4 町の庁舎は、本所、総合支所として有効活用するとともに、住民サービスが低下しないよう総合窓口業務を各庁舎で行う。

(2) 事務組織及び機構は、効率的で住民にわかりやすく利用しやすいものとする。

(3) 新市移行後においても、効率的で機能的な組織のあり方を検討する。」

との調整案を提示した。また、4町長会談における、現在ある森吉町の前田支所、阿仁町の大阿仁支所について、それぞれ急激なサービス低下を招かぬよう、支所を出張所として残しながらサービスを維持しなければならないなどとする協議結果を報告した。

協議会では、各支所の職員配置数や機構を明確にすべき等の意見が出されたが、専門部会で検討の上提示するということで、調整内容については、第5回合併協議会で確認した。

⑭ 使用料・手数料の取扱い

手数料・使用料の取扱いについては

「(1) 施設等の使用料については、施設の内容、建設年度が異なることから、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設等の使用料については可能な限り統一に向け調整するものとする。

(2) 各種手数料については、住民負担に配慮し、負担公平の原則から合併時に統一するものとする。」

との調整案に対して、「斎場の利用料等は、統一は難しいのでは。」との意見が出されたが、調整を加えることで、第5回合併協議会で確認した。

⑮ 一部事務組合等の取扱い

一部事務組合等の取扱いについては、

「(1) 鷹巣町外六カ町村衛生施設組合、秋田県市町村総合事務組合及び秋田県市町村会館管理組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。

(2) 鷹巣阿仁広域市町村圏組合、森吉町外二カ町村生活環境施設組合、森吉町外四カ町村病院組合及び公立合川高等学校組合については、上小阿仁村と協議の上、別途提案する。

(3) 公平委員会の事務の委託については、合併の日の前日をもって委託を廃止し、新市において合併の日に新たに事務を委託する。」

との調整案を提案した。

森吉町外二カ町村生活環境施設組合の施設利用について、新市の全市民が利用できるよう、組合議会の理解が得られるよう要望する意見が出され、了承のうえに調整案を第11回合併協議会で確認した。

⑯ 町名・字名の取扱い

町名・字名の取扱いについては、

「現行のまま新市へ引き継ぐ」との調整案を提案したが、阿仁町の協議会委員から「『阿仁』という地名は残してほしいとの強力な要望を受け、阿仁町だけが大字名の前に「阿仁」を付けることを確認した。

5 合併協定書の調印

平成 16 年 10 月 19 日、午前 10 時から鷹巣町中央公民館において、鷹巣町長、合川町長、森吉町長、阿仁町長のほか、特別立会人の県知事、立会人の合併協議会委員ら約 40 名が出席し、「鷹巣町・合川町・森吉町・阿仁町合併協定調印式」が挙行され、特別立会人の県知事や立会人の合併協議会委員の前で、4 町長が合併協定書に調印した。

合併協定調印式

６ 法的手続き

① 合併関係市町村議会での関係議案の議決等

合併協定書の調印後、平成 16 年 10 月 25 日の鷹巣町・森吉町・阿仁町の臨時議会、平成 16 年 10 月 26 日の合川町臨時議会において、以下の廃置分合関係議案は、いずれも可決された。

・市町の廃置分合について
・市町の廃置分合に伴う財産処分について
・市町の廃置分合により設置する市の議会の議員の定数について
・市町の廃置分合に伴う議会の議員の在任の特例について
・市町の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期の特例について

② 廃置分合申請

平成 16 年 10 月 29 日、4 町長が県知事に対し、地方自治法第 7 条第 1 項の規定に基づく廃置分合申請書を提出した。

③ 県議会での議決

廃置分合申請書の提出を受けた県知事は、平成 16 年秋田県議会 12 月定例会に廃置分合議案「議案第 240 号　市町の廃置分合について」を提案、同議案は平成 16 年 12 月 15 日に可決された。

④ 県知事の決定･総務大臣への届出

廃置分合議案の可決後、県知事は平成 16 年 12 月 16 日付けで市町の廃置分合を決定し、同日付けで総務大臣に届け出た。

⑤ 総務大臣告示

総務大臣は、平成 17 年 1 月 17 日付け総務省告示第 34 号により告示した。

7 新市町移行までの諸準備

県への廃置分合申請を済ませた 4 町では、新市への円滑な移行に向け、下記の手続きを進めた。

① 市長職務執行者の決定

平成 17 年 3 月 9 日の 4 町長の会議において、新市の市長職務執行者を佐藤修助（合川町長）とすることで合意した。同日付けで 4 町長の協議書を締結するとともに、同年 3 月 11 日第 17 回合併協議会で報告した。

② 新市章の決定

新市に移行する前に準備事務に着手し、公募期間は平成 17 年 2 月 14 日から 3 月 16 日までの 31 日間とした。

合併協議会だより、4 町の広報紙・ホームページなどを活用して地域住民や管内中学校・高校、県内外のデザイン関係の専門学校等へアプローチをして、幅広く公募した結果、1,019 作品の応募があった。

作品の選考決定は新市に移行してから実施することを確認した。

③ 電算システムの統一

新市の電算システム事業の取扱いについては、

「住民サービスの低下を招かぬよう、合併時に住民情報系システム及び内部情報系システムそれぞれを統合し、合併町間をネットワーク化する。ただし、個別システムについては、新市において調整する。」

との調整案を提案し、提案どおりとすることを確認した。

住民情報系システムは、住民サービスに直接影響を及ぼすシステム、内部情報系システムは行政内全体の業務処理に関するシステムでそれらを統合対象とし、個別システムで、住民サービスや職員の業務への影響の範囲や程度が限定されるシステムについては、それぞれの利用部門で新市において検討することとした。

また、合併後の各町間の行政サービスを統一し、公平なサービス提供や事務処理の一元化のため、各町庁舎及び支所間でネットワークを構築した。

④ 例規の整備

例規の整備については、合併協議会における「条例・規則の取扱いについて」の調整結果に基づき整備を進め、新市発足時に 279 件の条例制定が市長職務執行者により専決処分された。

⑤ 閉町式

鷹巣町、合川町、森吉町、阿仁町の閉町式がそれぞれ下記により開催された。

【鷹巣町】

平成 17 年 3 月 14 日、たかのす風土館において、約 400 人が参列して開催された。

あいさつの後、鷹巣ばやしによる太鼓演奏、そして鷹巣町民歌の作曲者後藤惣一郎さんの指揮のもと鷹巣町民歌を参加者全員で合唱した。

最後に、緑の少年団の手により町旗が降納され、様々な歴史とともに大きくなびいていた鷹巣町旗が小さく折りたたまれ 50 年の歴史に幕を降ろした。

【合川町】

平成 17 年 3 月 18 日、農村環境改善センターにおいて、約 200 人が参列して開催された。

あいさつの後、コーラスグループによる「ふるさと賛歌」を斉唱。最後に、会場の全員で合川町民歌を歌い、同時に合川町旗が合川高等学校生徒の手で降納され、50 年の歴史に幕を降ろした。同日、最後の町制施行記念式典も開かれ、自治功労表彰式も行われた。

【森吉町】

平成 17 年 3 月 10 日、コミュニティセンターにおいて、約 300 人が参列して開催された。

はじめに、同町出身の大相撲力士・豪風関からのビデオレターでのメッセージが流れた。

あいさつの後、コーラスグループによる「ふるさと」や町出身の音楽家・成田為三が作曲した「秋田県民歌」を披露した後、出席者全員で森吉町民歌を合唱した。最後は、ボーイスカウトたちが静かに町旗を降納し、森吉町誕生から 48 年 6 ヵ月の歴史に幕を降ろした。

【阿仁町】

平成 17 年 3 月 9 日、ふるさと文化センターにおいて、約 300 人が参列して開催された。

はじめに、参加者全員で町民歌を斉唱。引き続き、昭和中期の阿仁町の映像「秘境の夜明け」が上映された。

あいさつの後、参加者全員で「ふるさと」を合唱、最後は、阿仁中学校吹奏楽部の演奏する中、ステージに掲げられた町旗を降納し、阿仁町 50 年の歴史に幕を降ろした。

8 新市町誕生後の主な動き

① 合併初日の状況

鷹巣町、合川町、森吉町、阿仁町の 4 町が合併して誕生した新市「北秋田市」の開庁式典が 3 月 22 日、市役所本庁舎と各支所で一斉に行なわれ、行政関係者や一般市民など約 400 人が見守る中、歴史的な幕開けを告げた。

はじめに、北秋田市長職務執行者、旧鷹巣町長、旧森吉町長、旧阿仁町長、北秋田地域振興局長らの手により、銘板除幕を行なった。

このあと、北秋田市の未来を担う青少年を代表して、新市誕生の日と同じ 3 月 22 日生まれの小・中・高生によるテープカットが行なわれた。

【タイムスケジュール】

8：00	北秋田市本庁舎及び支所開庁式
9：00	消防団長辞令交付式
9：30	第 1 回暫定選挙管理委員会
10：00	幹部職員辞令交付式
11：00	新市福祉事務所設置に伴う県から市への福祉業務の事務引継
13：00	市長職務執行者各支所巡回
15：00	第 1 回暫定固定資産評価委員会

② 合併記念式典

北秋田市誕生記念式典が平成 17 年 10 月 7 日、市文化会館で開催され、来賓をはじめ旧 4 町の町長や議会議長、元合併協議会委員、一般市民など約 600 人が出席して北秋田市の誕生を祝った。

会場前では、綴子下町大太鼓保存会の迫力ある大太鼓が出席者を迎え入れた。

式典では、市長式辞、議長及び来賓あいさつに続き、鷹巣阿仁地域合併協議会委員として新市誕生に尽力された 12 名の方に市長より感謝状が贈呈された。

また、2 月に公募していた市章デザインの表彰と公開が行なわれ、最優秀作品に選ばれた神戸市在住の杜多利夫さん・利香さん親子と市長・助役・議長による市章の除幕が行なわれた。

記念アトラクションでは、阿仁根子地区に伝わる国指定の重要無形民俗文化財「根子番楽」が披露され、祝賀ムードを盛り上げ、式典のフィナーレを飾った。

③ 新市初議会

北秋田市の初議会は、北秋田市長職務執行者により、平成 17 年 3 月 29 日午前 10 時より、北秋田市交流センターにおいて、第 1 回北秋田市議会臨時会（議員 71 名）が招集された。

平成 17 年 3 月 22 日（合併告示日）に旧 4 町の正副議長及び議会運営委員長の会議が持たれたことにより、運営がスムーズに行なわれた。

臨時議長には、最年長者の山田賢三議員を選出し、正副議長及び各常任委員会、議会運営委員会、広報公聴特別委員会の委員構成が行なわれた。この他、一部事務組合議員選挙、農業委員会の議会選出委員の推薦を行なった。

主な上程議案（報告）は次のとおり。

・議会関係条例・規則

・専決処分報告（22 件）

　北秋田市役所設置条例のほか 278 件の条例制定など

・平成 17 年度北秋田市暫定予算

④ 市長選挙

北秋田市長選挙は、平成 17 年 4 月 10 日告示され、2 氏が立候補した。

平成 17 年 4 月 17 日に投開票が行なわれ、17,056 票を獲得し新市長に岸部陞が当選した。次点との差は、8,026 票、有権者数 34,185 人、投票率 77.48％であった。

⑤ 新市長による議会の招集

新市長は、平成 17 年 5 月 13 日、第 2 回北秋田市議会臨時会を招集し、平成 17 年度予算案等、以下の議案が上程された。

・平成 17 年度予算案（一般会計予算ほか 23 件）

・監査委員・固定資産評価審査委員会委員・選挙管理委員・財産区管理委員の選任について

・教育委員会委員の任命について

・助役・収入役の選任について

このうち、助役人事案件については同意されたが、収入役と議会選出の監査委員については、投票の結果、賛成少数で不同意となった。

⑥ 在任特例後の議会議員選挙

平成 18 年 3 月 19 日在任特例期間満了に伴う合併後初の北秋田市議会議員一般選挙が告示され、定数 26 人に対して 43 人が立候補した。

平成 18 年 3 月 26 日に投開票が行なわれ、26 人の議員が決定した。次点との差は 49 票、有権者数 34,007 人、投票率 83.69％であった。

⑦ 決算審査の状況

平成 16 年度旧 4 町の決算審査及び新市北秋田市の決算審査については、平成 17 年第 4 回定例会において、決算特別委員会を設置し、11 月 7 日から 11 月 25 日の 10 日間で審査した。

委員選任については、旧町から各 2 名ずつ、各常任委員会から 1 名ずつの計 12 名で審査にあたった。

第 7 回定例会最終日、委員長が報告し、全会一致で認定された。

合併協定書

鷹巣町・合川町・森吉町・阿仁町

1 合併の方式
鷹巣町、合川町、森吉町、阿仁町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

2 合併の期日
合併の期日は、平成１７年３月２２日とする。

3 新市の名称
新市の名称は、北秋田市（きたあきたし）とする。

4 新市の事務所の位置
新市の事務所の位置は、当分の間、北秋田郡鷹巣町花園町１９番１号とする。
なお、新市まちづくり計画の計画期間内に、あきた北空港南側の３町の交わる地点を中心とした地域に新庁舎を建設するものとする。

5 財産の取扱い
（１）４町の所有する財産（権利、債務を含む）は、すべて新市に引き継ぐものとする。
ただし、地元で調整が必要な事項については、合併時までに調整を図る。
（２）各町の財産区は、新市においても存続させるものとする。

6 議会の議員の定数及び任期の取扱い
（１）新市の議会の議員の定数は２６人とする。
（２）議会議員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律第７条第１項第１号の規定を適用し、平成１８年３月３１日まで引き続き新市の議会議員として在任する。

7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
（１）新市に１つの農業委員会を置く。
（２）４町の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第８条第１項第１号の規定を適用し、平成１７年７月１９日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
（３）新市の選挙による委員の定数は３０人とする。
（４）鷹巣町２、合川町１、森吉町２、阿仁町１の選挙区を設置することとし、選挙区ごとの委員の定数は選挙人の数により調整する。

8 地方税の取扱い
（１）個人町民税
① 均等割の税率については、地方税法の規定により３，０００円とする。
② 普通徴収の納期については、国民健康保険税の納期と調整を図り合併時に再編する。
③ 減免については、鷹巣町・阿仁町の例により合併時に統合する。
（２）法人町民税

① 税率については、現行どおり標準税率とする。
② 減免については、鷹巣町の例により合併時に統合する。
（3）固定資産税
① 税率については、現行どおりとする。
② 納期については、国民健康保険税の納期と調整を図り合併時に再編する。
③ 減免については、鷹巣町・合川町の例により合併時に統合する。
④ 過疎地域自立促進特別措置法に基づく課税免除については、合併後においても引き続き課税免除するものとする。
（4）軽自動車税
① 税率、納期については、現行どおりとする。
② 減免については、鷹巣町・阿仁町の例により合併時に統合する。
（5）町たばこ税・入湯税・鉱産税・特別土地保有税
① 市町村たばこ税、鉱産税、特別土地保有税については、現行のとおりとする。
② 入湯税の免除については、合併時に再編する。

9 一般職の職員の身分の取扱い
（1）４町一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
（2）職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を図る。
（3）職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、新市において統一を図る。
（4）給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、合併後速やかに給料の格差是正を行う。

１０ 特別職の身分の取扱い
（1）特別職の職員の設置、人数、任期については、法令等の定めるところによる。法令等の定めがない場合は、新市において調整する。
（2）特別職の職員の報酬については、現行の報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整する。

１１ 条例、規則等の取扱い
条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議された各種合併協定項目等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。
（1）合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行する必要があるもの。
（2）合併後、一定の地域に暫定的に施行する必要があるもの。
（3）合併後、逐次制定し、施行するもの。

１２ 事務組織及び機構の取扱い
（1）新市における４町の庁舎は、本所、総合支所として有効活用するとともに、住民サービスが低下しないよう総合窓口業務を各庁舎で行う。
（2）事務組織及び機構は、効率的で住民に分かりやすく利用しやすいものとする。
（3）新市移行後においても、効率的で機能的な組織のあり方を検討する。

１３ 一部事務組合等の取扱い
（1）鷹巣町外六ヵ町村衛生施設組合、秋田県市町村総合事務組合及び秋田県市町村会館管理組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
（2）公平委員会の事務の委託については、合併の日の前日をもって委託を廃止し、新市において合併の日に新たに事務を委託する。
（3）鷹巣阿仁広域市町村圏組合及び公立合川高等学校組合については、合併の日の前日をもって解散し、共同処理する事務については、新市で実施するものとし、上小阿仁村との協議によりその事務の一部を受託する方向で調整する。
また、一般職の職員については、合併時に新市に引き継ぎ、財産（負債を含む。）の処分については、上小阿仁村との協議により合併時までに調整する。
（4）森吉町外四ヵ町村病院組合及び森吉町外二ヵ町村生活環境施設組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。

１４ 使用料、手数料の取扱い
（1）施設等の使用料については、施設の内容、建設年度が異なることから、原則として現行のとおりとする。
ただし、同一又は類似する施設等の使用料については可能な限り統一に向け調整するものとする。
（2）各種手数料については、住民負担に配慮し、負担公平の原則から合併時に統一するものとする。

１５ 公共的団体等の取扱い
公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの事情を尊重しながら、統合について調整に努めるものとする。

１６ 補助金、交付金等の取扱い
４町の補助金・交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市において検討するものとする。
（1）４町で同一、あるいは同種の補助金等については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする。
（2）４町独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整するものとする。
（3）他の補助金等に整理統合できる補助金については、統合の方向で調整するものとする。

１７ 町名、字名の取扱い
鷹巣町、合川町及び森吉町の町名、字名については、現行のまま新市へ引き継ぐ。
阿仁町については、現行の大字の前に「阿仁」の名称を付する。

１８ 慣行の取扱い
市章、花、木、鳥等の慣行については、新市において調整、決定する。

１９ 国民健康保険事業の取扱い
（１）国民健康保険税の税率等については、合併後３年以内に均一化されるよう段階的に調整する。
（２）国民健康保険税の納期等については、鷹巣町の例により合併時に統一する。
（３）国民健康保険運営協議会については、合併時に統合を図る。
（４）成人病予防健診料助成事業については、合併時に統一する。
（５）無受診世帯表彰事業については、合併後に廃止する。
（６）診療報酬明細書点検、レセプト点検・管理の事務委託については、合併後に再編し、一元化する。

２０ 介護保険事業の取扱い
（１）介護保険事業計画については、合併後の平成１７年度までは現行のとおりとし、第３期介護保険事業計画（平成１８～２２年度）は平成１７年度に新市において策定し、平成１８年度から運用する。
（２）介護保険料については、合併後の平成１７年度までは現行のとおりとし、統一した新たな保険料は、第３期介護保険事業計画の策定で見直し、平成１８年度より適用する。
（３）介護保険料の納期等については、鷹巣町・合川町の例により合併時に統一する。
（４）各種手数料については、住民負担に配慮し、負担公平の原則から鷹巣町の例により合併時に統一する。
（５）介護認定審査会については、合併時までに調整を図る。

２１ 消防団の取扱い
（１）消防団については、合併時に統合する。
（２）組織については、団長、副団長、支団長、分団長、副分団長、部長、班長、団員とする。
（３）報酬については、鷹巣町の例による。部長については30,000円とする。
（４）水火災、警戒の出動手当については2,000円、訓練の出動手当は4,000円、山岳捜索の手当については5,000円とする。
その他の手当については、合併時までに調整する。
（５）退職年齢については、団長、副団長は年齢制限なし、任期２年とする。
ただし、再任は妨げない。支団長以下は６５歳とする。
（６）消防団の施設・設備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
（７）消防団の諸行事については、新市において調整を図る。

２２ 行政区の取扱い
（１）行政区は、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、大規模区域については自治会と協議のうえ細分化する。
（２）行政協力員については、新市において委嘱する時に合川町の区域についても新たに設置する。

２３ 地域審議会
地域審議会、地域自治区、合併特例区は、新市において設置しないものとする。

２４ 水道事業の取扱い
（１）上水道（簡易水道・小規模水道含む）事業
① 上水道整備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
② 簡易水道事業及び小規模水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
③ 水道料金、量水器使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において段階的に調整を図る。
④ 水道加入者分担金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において段階的に調整を図る。
⑤ 水道関係手数料の内、給水装置工事事業者手数料については、合併時まで統一する方向で調整する。
（２）下水道（農業集落排水、合併処理浄化槽含む）事業
① 公共下水道整備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
② 公共下水道事業に係る受益者負担金及び使用料については、合併後３年から５年を目途に調整を図る。
③ 農業集落排水等整備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
④ 農業集落排水事業等に係る受益者分担金及び使用料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
⑤ 合併処理浄化槽設置事業については、合併後３年から５年を目途として調整を図る。
⑥ 水洗便所改造資金助成制度については、鷹巣町の例により合併時に統合する。

２５ 各種事務事業の取扱い
２５－１　電算システム事業
住民サービスの低下を招かないよう、合併時に住民情報系システム及び内部情報系システムを統合し、合併関係町間をネットワーク化する。
ただし、個別システムについては、新市において調整する。

２５－２　広報広聴
（１）新市において、広報紙を毎月１日と１６日に発行する。ただし、創刊号

の発行は、合併後速やかに行う。
（２）新市において、ホームページを開設する。
（３）新市において、市勢要覧を発行する。
（４）その他の広報広聴に関する事項については、新市において調整する。

２５－３　姉妹都市・国際交流事業
友好都市、国際交流、地域間交流事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
ただし、事業内容等については、新市において調整を図る。

２５－４　商工・観光関係事業
（１）中小企業に対する融資については、合併時に統一するよう調整する。
（２）誘致企業等に対する奨励措置については、新市において速やかに調整する。
（３）観光協会については、合併後段階的に再編する。
（４）観光関係団体のうち、各町の第３セクターは新市において協議する。
（５）観光事業・イベント等は、主催団体と協議し、新市においても継続実施する。
（６）観光施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
（７）中小企業事業資金融資等については、合併後に協議する。

２５－５　地域振興事業
（１）新市において、総合発展計画を策定する。
（２）新市において、過疎地域自立促進計画を策定する。
（３）新市において、辺地総合整備計画を策定する。

２５－６　納税関係
（１）納期前納付報奨金については、合併時に廃止する。
（２）納税貯蓄組合に対する補助金については、合併時に再編する。
納税奨励金については、合併時に廃止する。
（３）納税貯蓄組合連合会への補助金については、合併時に再編する。
（４）申告受付会場については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
（５）口座振替については、合併時までに再編する。
（６）郵便振替については、鷹巣町・森吉町の例により合併時に統一する。
（７）督促については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

２５－７　交通関係事業
公共交通機関の確保に関する事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

２５－８　消防防災事業
（１）自主防災組織については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において組織体制等の調整を図る。
（２）防災行政無線については、新市において速やかに新市無線局の移行計画書を策定し、計画的整備を図る。
（３）地域防災計画については、新市において策定する。
なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を運用する。
（４）水防計画については、新市において策定する。
なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を運用する。
（５）水防協議会については、合併後に再編する。
（６）防災会議については、合併時に新たに設置する。
（７）災害対策本部については、合併時に新たに設置する。

２５－９　生活環境事業
（１）生活環境政策については、各町の条例等に沿って行われているため、４町に共通して設置されている条例もしくは類似した規則等がある場合は調整し、合併時に新市に引き継ぐものとする。
（２）単町のみの(環境に関する)条例等の場合については廃止し、必要に応じ新市において新たに制定するものとする。
（３）地方自治の原点である「自分のことは自分で」を基本に検討する。

２５－１０　障害者福祉事業
（１）法律、国の制度、県の制度等に基づくものは、現行のまま新市に引き継ぐ。
（２）現在、１町しか実施していない事業（補助事業、単独事業問わず）については、合併時までに調整を図る。
（３）障害者計画の策定については、新市において速やかに策定委員会を設け、新たに策定する。

２５－１１　高齢者福祉事業
高齢者福祉事業の各制度については、できる限りサービスの低下を招かないよう調整を図る。
なお、利用料等の住民負担については、適正な料金となるよう調整を図る。
（１）国又は県等が定める制度については、その要綱等に準拠しながら調整を図る。
（２）国又は県等が定める制度で、各町が独自にその制度の充実を図っている事業及び各町が独自に実施している制度又は事業については、次の区分により調整を図る。
① 合併時まで調整を図るもの。
② 新市において調整を図るもの。

２５－１２　児童福祉事業
（１）公立保育所については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
（２）保育料については、合併時に統一を図る。
（３）国又は、県等が定める制度については、その要綱に準拠しながらサービスの充実に努める。

（４）すこやか育児手当については、合併時までに調整を図る。

２５－１３　その他福祉事業

（１）社会福祉協議会

① 社会福祉協議会については、社会福祉協議会の合併の動向により、速やかに調整を図る。

② 委託事業については、社会福祉協議会を含む民間等が独自で事業所指定を受け事業展開できる事業（支援費制度及び介護保険制度によるホームヘルプ事業、デイサービス事業等）は、独自に事業所指定を受けるよう求め、合併後の委託事業とはしない方向で調整を図る。

③ 社会福祉協議会の負担金・補助金については、統一した算定基準を設け、合併後の財政計画等を踏まえながら速やかに調整を図る。

④ 事業主体が市町村と定められ、運営のみ委託している事業については現行のとおり新市に引き継ぐ。

（２）乳幼児福祉医療事業

① 乳幼児福祉医療事業（町単独事業分）については、合併時までに調整を図る。

２５－１４　保健衛生事業

（１）老人保健事業等については、現行の内容を基準に住民の健康増進を図るよう調整を行い、合併時まで一元化し実施する。

（２）母子保健事業については、現行の内容を基準に住民の健康増進を図るよう調整を行い、合併時まで一元化し実施する。

（３）予防接種事業については、現行の内容を基準に住民の健康増進を図るよう調整を行い、合併時まで一元化し実施する。

（４）健康日本２１地方計画については、新市移行後速やかに新市の計画を策定する。

（５）へき地医療支援業務については、現行のとおり新市に引き継ぎ、一定期間を置いて医療受診困難地区の再検討を行い統一を図る。

（６）在宅当番医制事業については、新市に引き継ぎ、参加医療機関については、移行後速やかに調整する。

（７）阿仁町立病院及び合川町国民健康保険診療所の使用料及び手数料については、合併時に統一を図る。

２５－１５　農林水産関係事業

（１）農林水産業の振興に関する各種計画については、新市において新たな計画を策定する。

なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。

（２）農業振興地域については、現行のとおりとし、新市において速やかに新たな農業振興地域整備計画を策定する。

（３）農業融資制度については、農業経営基盤強化資金（スーパーＬ）は鷹巣町の例による。その他の資金は現行のとおり新市に引き継ぐ。

（４）生産調整関係事業については、合併時までに調整する。

（５）林業関係事業については、現行内容を基準に新市において調整する。

（６）畜産関係事業については、家畜防疫事業は合併時までに調整する。
なお、町営放牧場は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

（７）土地改良事業については、継続中の事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。
なお、新規事業については、事業採択時に新市において調整する。

（８）内水面漁業振興については、現行のとおり新市に引き継ぎ、事業内容は新市において調整を図る。

２５－１６　都市計画関係事業

（１）市町村都市計画マスタープラン及び都市計画区域マスタープランについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。
ただし、新市の上位計画策定後調整する。

（２）都市計画審議会については、合併時までに再編する。

（３）都市計画区域及び用途地域等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
ただし、新市の都市計画マスタープランに基づき調整する。

２５－１７　建設関係事業

（１）町道については、現行のとおり新市に引き継ぐこととし、市道の認定基準については、合併時までに調整する。

（２）除雪体制については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において除雪計画を策定する。

（３）道路占用料は、合併時に、道路法施行令別表「乙地」に定める額に統一する。

（４）公営住宅等の家賃については、現行のとおりとする。

２５－１８　学校の通学区域

町立学校の通学区域については、当面現行のとおりとし、必要に応じて新市において調整する。

２５－１９　学校教育事業

学校教育関係事務及び事業については、引き続き教育の質の向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図ることを基本に、次の区分により調整を図る。

① 現行のとおり新市に引き継ぐもの。

② 合併時まで調整するもの。

③ 新市において調整するもの。

（１）遠距離通学費補助事業については、合併時までに統一するよう調整を図る。

（２）スクールバス運行事業については、合併後新市において調整を図る。

（３）奨学資金事業については、合併時までに調整し、新市に引き継ぐ。

２５－２０ 社会教育事業

社会教育事業については、次の区分により調整を図る。

① 現行のとおり新市に引き継ぐもの。

② 合併時までに調整するもの。

③ 新市において調整するもの。

（１）社会教育事業

１）社会教育委員及び公民館運営審議会は、合併後新市において調整を図る。

２）図書館事業については、鷹巣町の例により合併時に統一を図る。

３）成人式については、新市において統一を図る。

４）各種講座については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

（２）社会体育事業

１）体育指導委員及び体育団体については、新市において統合できるよう調整に努め、スポーツ活動の振興を図る。

２）大会補助金については、新市において調整を図る。

３）スポーツ賞の表彰については、新市において統一して実施する。

４）スポーツイベントについては、新市において統一して実施できるよう調整を図る。

５）国民体育大会競技については、現行のとおり新市に引き継ぎ、国体準備室は合併時に統合する。

２５－２１ 病院事業

地域医療体制の充実を図るため、新病院の建設及び既存病院の形態については、新市において事業計画を策定する。

なお、建設場所は、あきた北空港南側の３町の交わる地点を中心とした地域とする。

２６ 新市まちづくり計画

新市まちづくり計画は、別添のとおりとする。

調　印　書

鷹巣町、合川町、森吉町及び阿仁町は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の２第１項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和４０年法律第６号）第３条第１項の規定に基づく鷹巣阿仁地域合併協議会において合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成１６年１０月１９日

鷹巣町長　斉藤　陸

合川町長　佐藤修助

森吉町長　松橋久太郎

阿仁町長　濱田　章

特別立会人

秋田県知事　寺田典城

立　会　人

合併協議会委員　清水修智

合併協議会委員　佐藤吉次郎

合併協議会委員　庄司憲三郎

合併協議会委員　簑内順一

合併協議会委員　吉田芳雄

合併協議会委員　桜井浩雄

合併協議会委員　山田實三

合併協議会委員　千葉文吉

合併協議会委員　和田三九郎

合併協議会委員　春日一文

合併協議会委員　小林精一

合併協議会委員　檜よし乙

合併協議会委員　成田道胤

合併協議会委員　佐藤金正

合併協議会委員　佐藤昭春

合併協議会委員　小笠原聡

合併協議会委員　片山信隆

合併協議会委員　三杉邕子

合併協議会委員　和田テエ子

合併協議会委員　鈴木孝子

合併協議会委員　畠山慎咲

合併協議会委員　菊地忠雄

合併協議会委員　今野實

合併協議会委員　山田博東

合併協議会委員　石井護